

# 公募公告

下記のとおり一般競争入札を執行するので公示する。

令和 6年 1月15日

厚生労働省所管国有財産部局長  
岩手労働局長 栗村 勝行

## 記

### 1 公募に付する事項

#### (1) 件名

令和5年度 清涼飲料水自動販売機等設置にかかる業者の選定

#### (2) 自動販売機等設置施設名および住所

施設名	住所	設置階	設置台数	募集者数
盛岡公共職業安定所	岩手県盛岡市紺屋町7-26	3階	2台	1者

#### (3) 自動販売機等設置期間

令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日

ただし、設置期間満了後、岩手労働局長が必要と判断した場合には一度に限り5年を超えない範囲で使用許可を更新することができる。

#### (4) 設置にかかる仕様等

入札案内書のとおり

#### (5) 選定方法

- ① 上記1(2)の施設に設置する自動販売機等の国有財産使用料(年額)について、一般競争入札を行い、岩手労働局長が定める予定価格(国有財産使用料(年額))以上で、かつ、最高の価格の有効な入札をした者を設置業者と選定する。
- ② 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定にあたっては、消費税(10%)を含んだ金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して提出すること。
- ③ その他詳細については入札案内書のとおりとする。

### 2 公募参加資格

次の事項に該当するものは、競争に参加する資格を有さない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者。(未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得

ない者。

- (2) 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年を経過していない者。
- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為を働いた者
  - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
  - ④ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - ⑤ 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

### 3 関係書類の提出場所等

#### (1) 募集要領等を配布する期間及び場所

- ① 期間 令和 6年 1月15日（月）～令和 6年 1月31日（水）
- ② 場所 岩手県盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階  
岩手労働局総務部総務課会計第3係

※問い合わせ先 岩手労働局総務部総務課会計第3係 会計第3係長 菅原  
電話 (019) 604-3001 (内線5023)

(2) 入札参加申込書等の提出期限及び場所

令和6年2月5日(月) 午後5時15分まで

(提出先) 岩手県盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階  
岩手労働局総務部総務課会計第3係

(3) 入札参加申込書等の無効

本広告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の入札参加申込書等は無効とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、国有財産部局長から、本広告に示した業務が履行できることを証明する書類の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公示に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

国で算定した国有財産(建物)の年間使用料以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者は岩手労働局長に対し「国有財産使用許可申請」を行うこと。

(6) その他

詳細は入札案内書による。

令和5年度

清涼飲料水自動販売機等設置にかかる業者の選定

公募（入札）案内書

参加申込期限 令和 6年 2月 5日（月）

開札日 令和 6年 2月 6日（火）

厚生労働省 岩手労働局

## 目 次

申込みから設置までのながれ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
清涼飲料水自動販売機等の設置にかかる業者の選定 募集要領	
1 自動販売機等を設置する施設・・・・・・・・・・・・	3
2 入札参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 設置条件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4 自動販売機等の仕様等・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5 入札受付期間及び場所・・・・・・・・・・・・	5
6 入札手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7 開札日時及び場所・・・・・・・・・・・・・・・・	6
8 落札者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
9 使用許可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
10 使用許可及び使用料・・・・・・・・・・・・・・・・	7
11 問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

### 【資料】

自動販売機等設置場所案内図

### 【様式】

- 1 入札参加申込書
- 2 誓約書
- 3 入札書
- 4 委任状
- 5 開札立会い届出書
- 6 国有財産使用許可申請書
- 7 役員名簿
- 8 国有財産使用許可書

### 【入札関係書類の提出方法】

- ・ 郵送又は持参にて提出をお願いします。
  - ※ 郵送の場合、必ず簡易書留郵便により提出して下さい。
  - ※ 持参の場合、岩手労働局総務部総務課会計第3係までお持ちください。  
(受付時間 8：15～17：15 ただし、土・日・祝日を除く)

### 【別紙】

清涼飲料水自動販売機等設置にかかる業者の選定 仕様書

## 申込みから設置までの流れ

【公 示】 令和 6年 1月15日（月） 案内書等資料配付開始  
この案内書をよくお読みのうえ、お申込みに備えてください。



### 【現地確認】

参加申込書類の提出前に、必ず設置予定場所および電源設備（メーター等）を実地確認してください。

なお、現地確認を行う場合、事前に所属担当者に連絡願います。

（担当者：盛岡公共職業安定所 庶務課長 019-624-8908）



### 【入札書の提出】

- ・入札参加申込書、誓約書及び入札書を提出期限（令和6年2月5日（月））まで郵送又は持参にて提出をお願いします。
- ・郵送の場合、必ず簡易書留郵便により提出して下さい。
- ・持参の場合、岩手労働局総務部総務課会計第3係までお持ちください。（ただし、土・日・祝日を除く平日8:30～17:15までが受付時間となります）



### 【入札書の開札】 令和 6年 2月 6日（火） 午前10時

- ・開札立会希望者については、事前に連絡願います。
- ・入札結果は電話等によりお知らせします。
- ・落札者においては、「国有財産使用許可申請書」ほか必要書類を令和6年2月27日（火）までに提出していただきます。



### 【使用許可】

当課より令和6年3月中に「国有財産使用許可書」を送付します。



### 【設 置】

令和6年4月1日より使用できるよう、設置施設管理担当者（盛岡公共職業安定所 庶務課）と打ち合わせを行ったうえで設置してください。



### 【納付書の送付】

自動販売機の設置後の令和6年4月以降に、当課より国有財産使用料にかかる納付書を送付しますので、期日までの納付をお願いします。

## 清涼飲料水自動販売機等の設置にかかる業者の選定募集要領

### 1 自動販売機等を設置する施設

#### (1) 清涼飲料水自動販売機

施設名	住所	設置階	設置台数	募集者数
盛岡公共職業安定所	岩手県盛岡市紺屋町7-26	3階	2台	1者

### 2 入札参加者資格

次の事項に該当するものは、競争に参加する資格を有さない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年を経過していない者。
  - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為を働いた者
  - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
  - ④ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - ⑤ 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

### 3 設置条件等

- (1) 自動販売機等の設置にあたっては、国有財産を使用するものであることから、国有財産法に基づく所要の手続きを行うこと。
- (2) 自動販売機等にかかる電気量については、個別メーターが設置されていることから、これにより毎月末(休日の場合翌営業日)締めによる使用電力の料金負担を伴うこと。
- (3) 自動販売機等の設置にあたり、転倒防止対策を講じること。
- (4) 自動販売機等の設置期間(使用許可期間)は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年とする。  
ただし、設置期間(使用許可期間)満了後、国有財産部局長(岩手労働局長)が必要と判断した場合には一度に限り5年を超えない範囲で設置期間(使用許可期間)を更新できることとする。  
また、設置期間(使用許可期間)の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により国有財産部局長(岩手労働局長)まで申請しなければならないこと。
- (5) 自動販売機等の設置及び設置期間(使用許可期間)満了に伴う自動販売機等の撤去及び原状回復等の費用は設置業者が負担すること。
- (6) 設置期間(使用許可期間)が満了する前に、設置者の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の2月前に国有財産部局長(岩手労働局長)に対し書面により通知すること。なお、撤去を行う際の費用及び原状回復等の費用は設置業者が負担すること。

### 4 自動販売機等の仕様等

- (1) 共通事項
  - ① 自動販売機等を設置する施設に対する販売手数料は不要とする。
  - ② 利用者トラブル、機械故障時等の緊急対応を行うこと。
  - ③ 自動販売機等の設置、移動、保守、点検、品質管理、機械内の清掃、売上金の管理等、全てにおいて設置業者により実施すること。
  - ④ 自動販売機の設備運営に係る光熱水量は、設置業者がこれを負担すること。
  - ⑤ 釣銭の補充は、原則、施設開庁日に週1回を目安に実施すること。ただし、販売の状況により施設管理担当者と協議の上、実施回数の変更は可能とする。
  - ⑥ 自動販売機等の設置等に関して疑義が生じた場合は、施設管理担当者の指示に従うこと。



## (2) 清涼飲料水自動販売機

- ① 設置する清涼飲料水自動販売機は、グリーン購入法適合機種であること。
- ② 清涼飲料水の販売価格帯は別紙「仕様書」のとおりとすること。
- ③ 販売品目はペットボトル・缶飲料製品（お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類）のペットボトル又は缶などの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。
- ④ 空き容器の回収については、回収ボックスを設置し、原則、設置施設開庁日に週1回を目安に実施すること。ただし、販売の状況により施設管理担当者と協議の上、実施回数の変更は可能とする。
- ⑤ 商品の補充は、原則、設置施設開庁日に週1回を目安に実施すること。ただし、販売の状況により施設管理担当者と協議の上、実施回数の変更は可能とする。

## 5 入札受付期間及び場所

### (1) 受付期間

令和6年1月15日（月）～令和6年2月5日（月）午後5時15分（必着）

### (2) 提出先

岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9-15 盛岡第2合同庁舎5階

岩手労働局総務部総務課会計第3係（国有財産担当）

電話 019-604-3001（内線5023）

### (3) 受付時間等

8:30～17:15（土・日曜及び祝日の受付は行いません）

## 6 入札手続

### (1) 入札書の作成

- ① 入札書は、岩手労働局から配布を受けた所定の用紙を使用し、必要事項を記入のうえ提出する必要があること。
- ② 入札書の記入にあたっては、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具（鉛筆不可）を使用のうえ、記入内容を書き損じたときは、新たな用紙の配布を受けて書き直すこと。

### (2) 提出する書類

① 入札参加申込書 様式1

② 誓約書 様式2

③ 入札書 様式3

【注：入札書のみ『入札書提出用封筒』に入れて、のり付けして下さい】

以下は、対象者のみ提出

④ 委任状（代理による入札の場合のみ 様式4）

⑤ 開札立会い届出書（開札の立会いを希望する場合のみ 様式5）

### (3) 提出方法

- ① 受付場所に直接提出される方以外は、③入札書のみを入れてのり付けした『入札書提出用封筒』を作成し、①、②、④、⑤（④、⑤は対象者のみ）と『入札書提出用封筒』を“入札関係書類提出用封筒”に入れ提出すること。

なお、入札書提出用封筒及び入札関係書類提出用封筒のいずれにも、裏面に「郵便番号」、「住所」及び「氏名」を記入すること。

- ② 郵送される場合は、岩手労働局総務部総務課会計第3係あてに、簡易書留郵便により提出期日までに提出すること。

- ④ 提出期限である令和6年2月5日（月）午後5時15分までに到達しない入札関係書類は受付できないので、十分に余裕をもって提出すること。

なお、提出された入札関係書類は、その事由の如何にかかわらず引換、変更又は取消しを行うことはできないので注意すること。

## 7 開札日時及び場所

### (1) 開札日時

令和6年2月6日（火） 10:00

### (2) 開札場所

岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9-15 盛岡第2合同庁舎6階  
岩手労働局 会議室

### (3) 開札への参加

入札の開札参加希望者は、入札受付期間中に「開札立会い届出書」様式5を提出すること。なお、開札会場へ入場は入札者及びその代理人のみであること。

### (4) 開札結果

電話により入札者全員に連絡すること。

## 8 落札者の決定

- (1) 開札の結果、岩手労働局長が定める予定価格（国有財産使用料（年額））以上で、かつ、最高の価格の有効な入札をした方を落札者と決定する。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、全物件の開札終了後、直ちにくじによって落札者を決定する。

なお、当該入札者が開札会場にいない場合は、国の指定した者にくじを引かせて落札者を決定すること。

- (3) 開札の結果、岩手労働局長が定める予定価格（国有財産使用料（年額））以上の応札がなかった場合は、後日、当該物件に応募した者を対象とし再入札を行う。

なお、再入札の日時については、別途連絡する。

## 9 使用許可申請

落札者においては岩手労働局長に対し以下の書類の提出を令和6年2月27日（火）午後5時15分までに郵送又は持参により提出すること。

- ①国有財産使用許可申請書 様式6

- ②配置図（自動販売機等の配置場所がわかる庁舎平面図）
- ③外形図（設置機器の寸法及び設置面積がわかるもの）
- ④カタログ（設置機器の外見、仕様、冷媒がわかるもの）
- ⑤登記簿謄本
- ⑥役員名簿 様式7

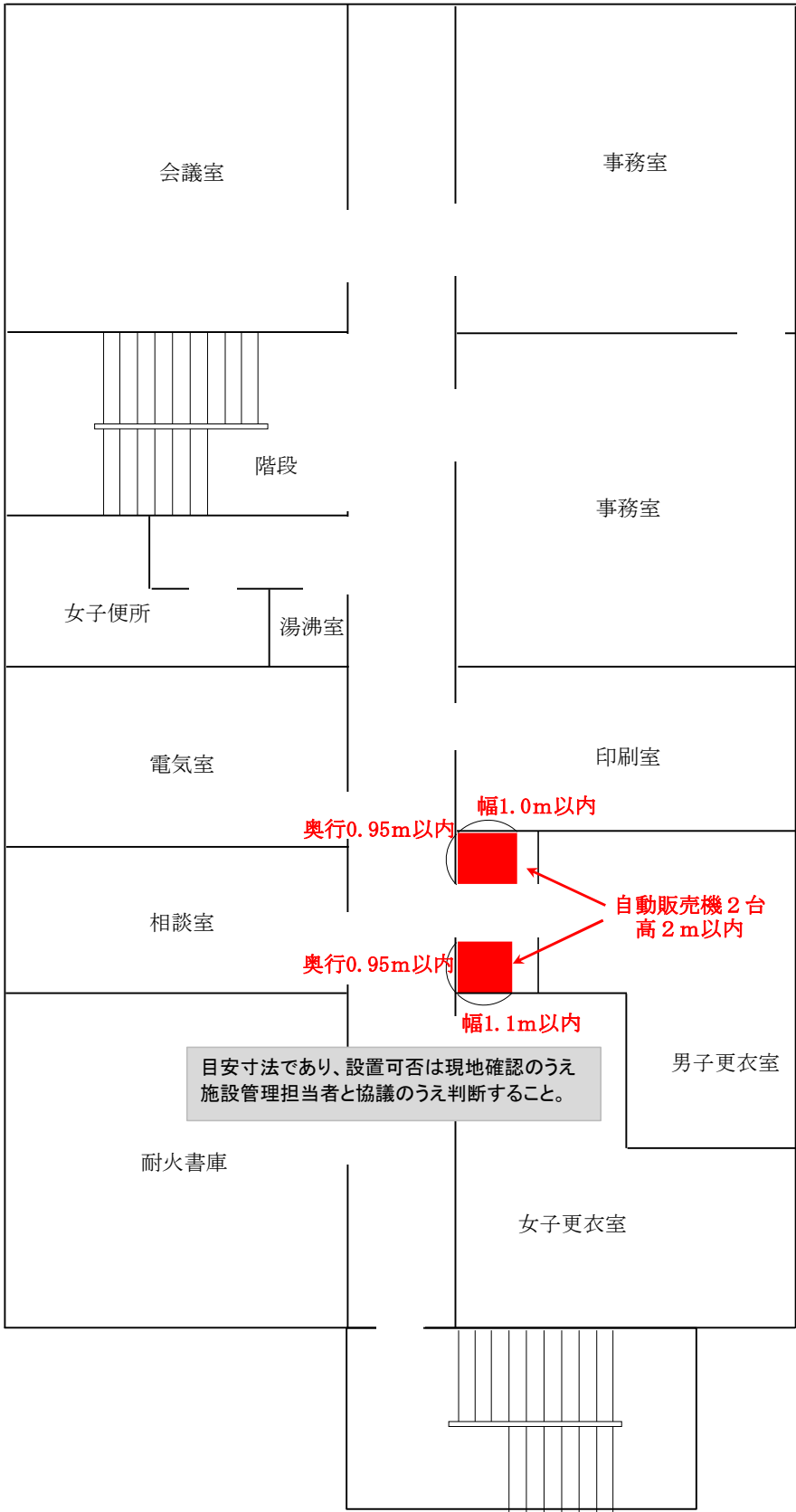
#### 1 0 使用許可及び使用料の納付等

- (1) 落札者より提出のあった国有財産使用許可申請ほか提出書類の審査後、国有財産部局長より「国有財産使用許可書」様式8を送付するので、内容確認のうえ、令和6年4月1日より自動販売機の設置及び使用ができるように設置施設管理担当者を通じ準備等を進めること。
- (2) 契約期間中に消費税の変動があった場合は、使用料もそれに伴い変動すること。
- (3) 使用料については、使用許可の開始に合わせて、当課より納付書を送付するので、落札者は指定の納付期限までに使用料（年額）を納付すること。

#### 1 1 問い合わせ先

岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9-15 盛岡第2合同庁舎5階  
岩手労働局総務部総務課会計第3係（国有財産担当 会計第三係長）  
電話 019-604-3001（内線5023）

自動販売機配置図



令和5年度 清涼飲料水自動販売機等設置にかかる業者の選定 仕様書

施設名	盛岡公共職業安定所	
営業開始予定日	令和6年4月1日	
営業日	1年を通じて使用可能な状態とする。	
営業時間	終日	
衛生管理等	衛生管理及び安全管理は、運営者において全責任を負うものとする。	
使用許可期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間。ただし、必要に応じ一度に限り5年を超えない期間で更新することができる。	
報告事項等	収支に関する報告を求められた場合は応ずること。	
光熱水料	設備運営に係る光熱水料は運営者がこれを負担すること。	
設置場所	3階（エレベーター設置無）	
設置台数	2台	
設置寸法（目安）	1台	幅1.10m×奥行0.95m×高2.00m
	1台	幅1.00m×奥行0.95m×高2.00m
	※ 設置可否については現地確認のうえ施設管理者と協議の上で判断すること。	
廃棄物処理	自動販売機のそばに専用のゴミ箱を設置し、回収を行うこと。	
留意事項	①	設備の営業に当たり、保健所等への申請等が必要な場合は運営者が行うこと
	②	営業内容の第三者への譲渡又は請負を禁止する。
	③	事業設備の第三者への貸与及び許可業種以外の利用を禁止する。
	④	設備及び備品は、善良なる管理者の注意にて管理すること。
	⑤	使用許可期間満了後は、速やかに施設等の原状回復を行うこと。
	⑥	設備に係る工事経費及び使用許可期間満了後の撤去経費は、運営者の負担とする。
	⑦	上記に記載のない項目は、別途協議する。

(1) 販売価格について

各飲料の定価以下で極力安価とし、原則として現在販売価格帯（下記参照）と同程度とすること。ただし、物価上昇等により販売価格に改定が必要となる場合には、価格改定の1カ月前に施設管理担当者に通知すること。

（現在の販売価格帯）

ミネラルウォーター（水）	90円～100円
ペットボトル飲料【500ml前後のもの】	100円～140円
その他の缶・瓶飲料	100円～150円
その他の商品については、設置施設に事前確認のうえ設置すること。	

(2) その他（参考情報）

盛岡公共職業安定所の職員数 104名

過去1年間の売上数量（令和4年10月～令和5年9月）約3,500本